

岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第八条の二 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならぬ。

（業務継続計画の策定等）

第八条の三 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する処遇を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第九条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 救護施設等は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十八条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることが出来るものとする。
 - 二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 第三十一条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第八条の三の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第十八条第二項（新条例第二十六条、第三十二条及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 説 明

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等における感染症対策を強化する等のため、この条例を定めようとする。